

(設置)

第1条 自然環境、歴史学習、農林業体験等を通じて、市民の自主的な学習活動と多様な交流の促進及び教養、文化の高揚並びに地域の農業振興を図るため、相生市立ふるさと交流館(以下「交流館」という。)を設置する。

(名称及び位置)

第2条 交流館の名称及び位置は、次のとおりとする。

名称 相生市立ふるさと交流館

位置 相生市矢野町中野字上オノ元129番地

(開館時間)

第3条 交流館の開館時間は、午前9時から午後9時30分までとする。ただし、指定管理者が特に必要があると認めたときは、市長の承認を得て、これを変更することができる。

(一部改正〔平成20年12月19日〕)

(休館日)

第4条 交流館の休館日は、12月29日から翌年1月3日までとする。ただし、指定管理者が特に必要があると認めたときは、市長の承認を得て、これを変更し、又は臨時に休館することができる。

(一部改正〔平成20年12月19日〕)

(事業)

第5条 市長は、その目的を達成するため、次に掲げる事業を行う。

- (1) 自然体験プログラムの立案に関すること。
- (2) 都市と農村の交流に関すること。
- (3) 楽農生活インストラクター、グリーン・ツーリズムインストラクターの育成に関すること。
- (4) その他市民の自主的な学習活動と多様な交流の促進及び教養、文化の高揚並びに地域の農業振興等交流館の目的を達成するために必要な業務に関すること。

2 市長は、交流館の施設の目的を達成するために支障のない範囲で、目的以外の利用に供することができる。

(指定管理者による管理)

第6条 交流館の管理に関する業務は、地方自治法(昭和22年法律第67号。以下「法」という。)第244条の2第3項の規定により、市長が指定する指定管理者に行わせるものとする。

(一部改正〔平成20年12月19日〕)

(指定管理者の業務の範囲)

第7条 前条の規定に基づき指定管理者が行う業務の範囲は、次のとおりとする。

- (1) 交流館の利用の許可に関する業務
- (2) 第8条に規定する交流館の利用に係る料金(法第244条の2第8項に規定する料金をいう。以下「利用料金」という。)の徴収、減免及び返還に関する業務
- (3) 交流館の施設及び設備の維持管理に関する業務
- (4) 前3号に掲げるもののほか、交流館の運営に関し、市長が特に必要と認める業務

(一部改正〔平成20年12月19日〕)

(利用許可)

第8条 交流館の施設を利用しようとする者は、あらかじめ指定管理者の許可を受けなければならない。

2 指定管理者は、その利用が次の各号のいずれかに該当するときは、前項の許可を与えないことができる。

- (1) 公の秩序を乱し、又は善良な風俗を害するおそれがあると認められるとき。
- (2) 交流館の施設又は附属設備を損傷するおそれがあると認められるとき。
- (3) 前2号に掲げる場合のほか、交流館の管理上支障があると認められるとき。

(一部改正〔平成20年12月19日〕)

(利用許可の取消し等)

第9条 指定管理者は、利用の許可を受けた者(以下「利用者」という。)が次の各号の一に該当したとき、又は施設の管理上特に必要があるときは、利用の許可を取消し、利用を制限し、又は利用を停止させることができる。

- (1) この条例又はこの条例に基づく規則若しくは指定管理者の指示した事項に違反したとき。
- (2) 偽りその他不正行為により、利用の許可を受けたことが明らかになったとき。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、交流館の管理上支障があると認めたとき。

(一部改正〔平成20年12月19日〕)

(利用料金等)

第10条 利用者は、利用料金を前納しなければならない。ただし、指定管理者が特別の理由があると認めたときは、この限りでない。

2 利用料金は、別表に定める額の範囲内で、指定管理者があらかじめ市長の承認を得て定める額とする。

- 3

指定管理者は、別表に定める利用料金以外に、利用料金を定める必要があるときは、別表に定める額に準じ、あらかじめ市長の承認を得てその額を定める。
- 4

市長は、利用料金の承認を行ったときは、住民への周知に努めなければならない。
- 5

市長は、利用料金を指定管理者の収入として収受させる。
(全部改正〔平成20年12月19日〕)
(利用料金の減免)
- 第11条

指定管理者は、市長が定める規則により利用料金を減額し、又は免除することができる。
(全部改正〔平成20年12月19日〕)
(利用料金の返還)
- 第12条

既納の利用料金は、返還しない。ただし、指定管理者は、市長が規則で定める特別な理由があると認めたときは、利用料金の全部又は一部を返還することができる。
(全部改正〔平成20年12月19日〕)
(原状回復義務)
- 第13条

利用者が交流館の利用を終ったとき、又は第9条の規定により利用の許可を取消され、又は利用を停止若しくは制限されたときは、直ちに原状に回復しなければならない。
(一部改正〔平成20年12月19日〕)
(損害賠償義務)
- 第14条

利用者は、自己の責めに帰すべき理由により、その利用に際して、建物若しくは附属設備を損傷し、又は滅失したときは、これを原状に回復し、又は市長の定める損害額を賠償しなければならない。
(一部改正〔平成20年12月19日〕)
(規則への委任)
- 第15条

この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。
附 則
この条例は、平成16年7月1日から施行する。
附 則(平成20年12月19日)
この条例は、平成21年4月1日から施行する。
附 則(平成31年3月22日抄)
(施行期日)
- 1

この条例は、平成32年4月1日から施行する。
(施設の使用等に係る経過措置)
- 2

第1条及び第3条から第13条までの規定の施行の日以後に当該施設を使用又は利用する者で、同日前に使用許可又は利用許可を受けたものの使用料又は利用料については、なお従前の例による。
附 則(令和8年3月26日)
- 1

この条例は、令和9年4月1日から施行する。
- 2

改正後の相生市立ふるさと交流館の設置及び管理に関する条例別表の規定は、この条例の施行の日以後に徴収すべき事由の生じた利用料金について適用し、同日前に徴収すべき事由の生じた利用料金については、なお従前の例による。
- 別表(第10条関係)

(一部改正〔平成20年12月19日〕、全部改正〔平成31年3月22日〕、一部改正〔令和8年3月26日〕)

区分		利用料金					
		9時から13時まで	13時から17時まで	17時から21時まで	9時から17時まで	13時から21時まで	9時から21時まで
体験室	体験実習室(1)	1,200円	1,800円	2,400円	2,700円	3,600円	4,800円
	体験実習室(2)	1,050円	1,650円	2,100円	2,400円	3,300円	4,350円
	調理実習室	2,400円	3,000円	4,200円	4,800円	6,000円	8,400円
	陶芸室 陶芸釜室	◆大人(高校生以上)1,500円／人・日 ◆子ども(中学生以下)300円／人・日 ◆窯7,500円／回 ※会議室として利用する場合は、1,500円／半日					
宿泊室	宿泊(和・洋室)(1人1泊)	利用人員	1人	2人	3人	4人以上	
		幼児(3歳以上)・小学生	—	4,300円	3,800円	3,300円	
		中・高学生	—	4,300円	4,000円	3,700円	
		一般(大学生以上)	4,300円	4,300円	4,300円	4,300円	

	宿泊以外に利用する場合(和室3室一体利用の場合)	1, 800円	2, 250円	2, 700円	3, 150円	4, 500円	6, 300円
附属設備		別に規則で定める額					

備考

- 1 和室を宿泊以外の目的で利用する場合においては、1室利用の場合は上記料金の3分の1又は2室利用の場合は上記料金の3分の2とする。
- 2 陶芸室等における電動機械の利用は20時までとする。
- 3 陶芸室・陶芸釜室の人・日とは9時から17時又は13時から21時までをいい、半日とは4時間までの利用をいう。ただし、終日利用(9時から21時まで)の場合は、当該利用料金の5割増の額とする。
- 4 体験室(陶芸釜室を除く。)を宿泊者が利用するときは、当該利用料金は無料とする。
- 5 1泊とは、16時から翌日の10時までの利用をいう。

(趣旨)

第1条 この規則は、相生市立ふるさと交流館の設置及び管理に関する条例(平成16年条例第20号。以下「条例」という。)第15条の規定に基づき、相生市立ふるさと交流館(以下「交流館」という。)の施行について必要な事項を定めるものとする。

(利用許可の申請)

第2条 条例第8条の規定により交流館の利用許可を受けようとする者(以下「申請者」という。)は、市長が指定する者(以下「指定管理者」という。)が定める申請書を指定管理者に提出しなければならない。

2 前項の申請書の受理は、交流館の利用日前3月以内のものについて行うものとする。ただし、交流館の利用の日が7月20日から8月31日までの申請書の受理については、4月15日(その日が日曜日にあたるときは、その翌日)から行うものとする。

(一部改正〔平成26年3月28日・29年3月30日〕)

(利用許可書の交付)

第3条 指定管理者は、交流館の利用を許可したときは、指定管理者が定める許可書を申請者に交付するものとする。

2 利用許可の順位は、利用の申込みを受理した順位によるものとする。ただし、指定管理者が公益上特に必要と認めたときはこの限りでない。

(一部改正〔平成26年3月28日・29年3月30日〕)

(利用許可の変更)

第4条 利用の許可を受けた者(以下「利用者」という。)が許可を受けた事項を変更しようとするときは、指定管理者が定める申請書により指定管理者に申請しなければならない。

2 指定管理者は、前項の利用変更を許可したときは、指定管理者が定める許可書を交付するものとする。

(一部改正〔平成26年3月28日〕、全部改正〔平成29年3月30日〕)

(利用の取消し)

第5条 利用者が交流館の利用を取り消すときは、直ちに指定管理者が定める取消届に許可書を添えて、指定管理者に提出しなければならない。

2 指定管理者は、前項の利用取消しを承認したときは、指定管理者が定める承認書を交付するものとする。この場合、第9条の規定により利用料金を返還する必要があるときは、指定管理者は、指定管理者が定める通知書により、その返還額を通知するものとする。

(一部改正〔平成26年3月28日〕、全部改正〔平成29年3月30日〕)

(利用許可の取消し等)

第6条 条例第9条の規定により、利用許可を取消し、又はその利用を制限し、若しくは停止させるときは、指定管理者が定める通知書を交付して行うものとする。

(一部改正〔平成26年3月28日・29年3月30日〕)

(利用料金の額)

第7条 条例別表の規定による規則で定める利用料金の額は、別表に定めるとおりとする。

(一部改正〔平成26年3月28日〕)

(利用料金の減免)

第8条 条例第11条に規定する利用料金を減免する場合及び減免額は、次の各号に掲げるところによる。

(1) 市が利用する場合 全額

(2) 学校教育法(昭和22年法律第26号)に基づく市内の各学校が授業時間数内の授業として利用する場合 5割に相当する額

(3) 市長が減免すべき正当な理由があると認めるもの 市長がその都度定める額

(一部改正〔平成26年3月28日〕)

(利用料金の返還)

第9条 条例第12条ただし書きに規定する利用料金の返還は、次の各号に掲げる場合に限り、当該各号に定める額を返還する。

(1) 天災地変その他利用者の責めによらない理由により利用することができなくなったとき 全額

(2) 天災地変その他利用者の責めによらない理由により中止しなければならなくなったとき 5割に相当する額

(3) 利用者が利用期日7日前までに利用の取消し、又は変更を申し出た場合で、正当な理由があると認めたとき 5割に相当する額

(一部改正〔平成26年3月28日〕)

(利用者の遵守事項)

第10条 利用者は、条例及びこの規則に定めるもののほか、次の事項を守らなければならない。

(1) 許可を受けていない室又は備品を利用しないこと。

- (2) 交流館を汚損し、又はき損するおそれのある行為をしないこと。
- (3) 騒音又は怒声を発し、暴力を用いる等他人に迷惑を及ぼす行為をしないこと。
- (4) 交流館において、営業及び宣伝の目的をもって、物品販売、広告類掲示行為をしないこと。
- (5) 所定の場所以外で喫煙し、又は火気を使用しないこと。
- (6) 利用後は、直ちに室内を整理整頓し、清潔の保持に努めること。
- (7) 前各号のほか、管理上必要な指示に反する行為をしないこと。

(一部改正〔平成26年3月28日〕)

(交流館施設の損傷等の届出)

第11条 利用者は、建物若しくは附属設備を損傷し、又は滅失したときは、直ちに指定管理者が定める破損(滅失)届を指定管理者に提出しなければならない。

(一部改正〔平成26年3月28日・29年3月30日〕)

(指定管理者の立入)

第12条 指定管理者が、交流館の管理上必要があつて立入を求めたときは、利用者はこれを拒むことができない。

(一部改正〔平成26年3月28日〕)

(利用後の点検)

第13条 利用者は、交流館の利用を終わったときは、指定管理者の点検を受けなければならない。

(一部改正〔平成26年3月28日〕)

(補則)

第14条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この規則は、平成16年7月1日から施行する。

附 則(平成18年6月30日)

1 この規則は、平成18年7月1日から施行する。

2 この規則により改正された様式のうち、この規則施行の際、現に使用中の様式については、なお当分の間使用することができる。

附 則(平成19年3月27日)

1 この規則は、平成19年4月1日から施行する。

2 この規則により改正された様式のうち、この規則施行の際、現に使用中の様式については、なお当分の間使用することができる。

附 則(平成26年3月28日)

1 この規則は、平成26年4月1日から施行する。

2 この規則により改正された様式のうち、この規則施行の際、現に使用中の様式については、なお当分の間、使用することができる。

附 則(平成29年3月30日)

この規則は、平成29年4月1日から施行する。

別表(第7条関係)

(一部改正〔平成26年3月28日〕)

附属設備	利用料金
リネン費	1回250円

備考

- 1 リネン費の1回とは、シーツ等交換1回をいう。

過去4年間の利用状況一覧及び減免実績表
(ふるさと交流館)

(1) 利用状況

区 分	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
宿 泊 室	2,665 人	2,918 人	3,164 人	2,552 人
実 習 室	65 人	48 人	37 人	41 人
陶 芸 室	94 人	170 人	143 人	87 人
計	2,824 人	3,136 人	3,344 人	2,680 人

※利用人数については、室外でのイベント等の利用者除く

(2) 使用状況

区 分	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
使用料収入額 A	3,277,840 円	3,647,400 円	3,940,400 円	3,406,300 円
上記のうち減免額 B	4,900 円	3,700 円	7,400 円	7,900 円
差引収入額 A－B	3,272,940 円	3,643,700 円	3,933,000 円	3,398,400 円

(3) 減免状況

区 分	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
4月～6月	1,200 円	3,700 円	0 円	0 円
7月～9月	3,700 円	0 円	0 円	3,600 円
10月～12月	0 円	0 円	7,400 円	0 円
1月～3月	0 円	0 円	0 円	4,300 円
合 計	4,900 円	3,700 円	7,400 円	7,900 円

ふるさと交流館委託料過去4年間の収支状況

(令和8年3月31日現在)

(単位：円)

指定管理者		神姫バスグループ共同事業体代表団体 株式会社ホープ						
		令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	合 計	備 考	
収入	指定管理者への委託料 A	7,500,000	7,500,000	7,500,000	7,500,000	30,000,000		
	利用料金（全体） B	3,277,840	3,647,400	3,940,400	3,411,300	14,276,940		
	減免額 C	4,900	3,700	7,400	7,900	23,900		
	利用料金 D=B-C	3,272,940	3,643,700	3,933,000	3,403,400	14,253,040		
	飲食収入 E	5,518,130	6,189,770	6,733,185	5,437,540	23,878,625		
	イベント等収入 F	135,600	194,541	171,100	189,200	690,441		
	その他収入 G	33,976	27,890	23,289	28,973	114,128		
	合 計 (A+D+E+F+G)	16,460,646	17,555,901	18,360,574	16,559,113	68,936,234		
支出	売上原価	2,410,171	3,044,740	3,279,320	3,074,697	11,808,928		
	計 H	2,410,171	3,044,740	3,279,320	3,074,697	11,808,928		
	人件費	常勤職員賃金・賞与	797,836	858,773	891,593	860,091	3,408,293	
		賃金（臨時職員）	4,021,872	5,446,668	5,140,453	5,745,436	20,354,429	
		社会保険料	505,504	382,705	326,068	224,635	1,438,912	
		通勤旅費	123,634	188,741	197,720	204,680	714,775	
		計 I	5,448,846	6,876,887	6,555,834	7,034,842	25,916,409	
	事務費	広告宣伝費	0	0	0	64,900	64,900	ホームページ、パンフレット、ラジオCM
		施設使用料	1,137,645	1,178,367	1,505,774	1,488,012	5,309,798	寝具レンタル、シーツリネン、事務機器リース
		通信運搬費	221,390	228,329	285,316	301,011	1,036,046	
		図書印刷費	23,038	18,733	60,195	40,811	142,777	利用申請書、複写機使用料
		諸手数料	990	29,320	560	2,740	33,610	宿泊予約手数料、振込手数料
		備用品費	290,783	321,137	539,433	416,591	1,567,944	被服費、事務用品、施設管理用品、飲食用品
		保険料	66,546	69,143	57,506	69,944	263,139	
		計 J	1,740,392	1,845,029	2,448,784	2,384,009	8,418,214	
	事業費	イベント費用	0	0	0	0	0	
		運営協議会委託料	404,702	392,264	372,910	367,240	1,537,116	
		計 K	404,702	392,264	372,910	367,240	1,537,116	
	管理費	光熱水費	2,491,371	2,347,633	2,203,886	2,303,367	9,346,257	電気代、水道料金、ガス代、ガソリン費
		施設修繕費	292,897	356,180	597,790	312,070	1,558,937	
		設備点検委託料	171,600	190,300	171,600	171,600	705,100	
		清掃業務委託料	818,780	1,049,804	1,304,143	1,104,568	4,277,295	シルバー人材センター（施設管理、清掃、宿直）
		特殊建築物検査料			252,500		252,500	
		計 L	3,774,648	3,943,917	4,529,919	3,891,605	16,140,089	
		管理費	施設・機器保守費用		53,196	42,438	8,806	104,440
	教育実習費		500		8,000	22,035	30,535	
	車検費用						0	
	備品買取費用						0	
	雑費等		1,377	749	19,220	10,000	31,346	
	租税公課		17,200	27,100	22,900	8,000	75,200	印紙税、自動車重量税、軽自動車税
	消費税		777,209	798,985	742,422	692,940	3,011,556	
	計 M		796,286	880,030	834,980	741,781	3,253,077	
	本社管理費		1,050,000	323,678	280,000	686,327	2,340,005	
	計 N		1,050,000	323,678	280,000	686,327	2,340,005	
	合 計 (H+I+J+K+L+M+N)	15,625,045	17,306,545	18,301,747	18,180,501	69,413,838		
収支差引額		835,601	249,356	58,827	△ 1,621,388	△ 477,604		